

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。

※苦情等とは、当組合とのお取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先は、「本店窓口」にお願いいたします。

住 所： 〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部内

電話番号： 052-951-2973

受付時間： 午前9時～午後5時（土日・祝日及び金融機関の休業日を除く）

苦情等のお申し出は、当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けております。

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東海信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受 付 日	月～金（祝日及び金融機関の休業日を除く）	月～金（祝日及び金融機関の休業日を除く）
時 間	9:00～12:00 13:00～16:00	9:00～17:00

※相談所は、信用組合の業務に関するお客様からの苦情やご意見ご相談等を公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

愛知県弁護士会もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合又はしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会西三河地区 紛争解決センター
住所	愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2	愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10
電話	052-203-1777	0564-54-9449
受付日時	月～金（祝日、年末年始は除く） 10：00～16：00	月～金（祝日、年末年始は除く） 10：00～16：00

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金 （祝日、年末年始は除く） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 （祝日、年末年始は除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始は除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。